

区域整備計画の認定審査等に関する基本的事項

令和3年7月20日
国土交通省観光庁

「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）（特定複合観光施設区域整備推進本部決定、令和2年12月18日）に基づき、区域整備計画の認定審査等に当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

1 特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

国土交通大臣は、優れた区域整備計画の認定に当たって、区域整備計画の公平かつ公正な審査を行うとともに、認定区域整備計画の実施の状況について毎年度の評価に当たって、公正性及び透明性を高める観点等から、基本方針第4の6の規定に基づいて、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、認定審査に当たっては、基本方針の要求基準に適合した区域整備計画について、評価基準に従って評価を行い、その結果を国土交通大臣に報告する。国土交通大臣は、審査委員会の審査の結果に基づき、認定を受けることとなる区域整備計画の数が3を超えない範囲内で、優れた区域整備計画を認定するものとする。

審査委員会の委員は以下のとおりである。

委員長	竹内 健蔵	東京女子大学現代教養学部教授
委員長代理	山内 弘隆	武蔵野大学経営学部特任教授（一橋大学名誉教授）
委員	朝岡 大輔	明治大学商学部准教授（京都大学経営管理大学院客員准教授）
委員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
委員	河島 伸子	同志社大学経済学部教授
委員	樋口 進	国立病院機構久里浜医療センター院長
委員	古谷 誠章	早稲田大学理工学術院教授
委員	矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部教授

審査委員会における率直な意見の交換及び意思決定の中立性を確保するため、区域整備計画の認定に関する審査委員会の会議は公開しない。一方、認定審査の透明性を確保する観点から、審査委員会における認定審査の結果及び評価の過程については、区域整備計画の認定後速やかに公表するものとする。審査委員会の事務局は、国土交通省観光庁が担当する。

2 利益相反管理

審査委員会は、委員の審議への参加要件について必要な事項を審議参加規程として定め、区域整備計画の申請者との利益相反管理を行うこととする。

3 接触禁止

区域整備計画の申請者は、自ら又は第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的を持って審査委員会の委員及び事務局に接触を図ってはならない。申請者が当該の接触を図った場合は、公平かつ公正な審査を妨げる行為を行ったとみなして、当該申請者の関与する区域整備計画の認定を行わないものとする。